

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 6 号

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年新潟市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第3石の項中「160円」を「175円」に、「60円」を「65円」に、「120円」を「130円」に、「3,610円」を「3,940円」に、「7,230円」を「7,895円」に、「723円」を「789円」に改め、同表砂利の項中「180円」を「195円」に改め、同表かき込み砂利の項中「160円」を「175円」に改め、同表土砂の項中「140円」を「150円」に改め、同表その他のものの項を次のように改める。

その他のもの	その都度市長が定める額
--------	-------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。